

答申第 873 号

諮問第 1540 号

件名：非違行為報告書・申立書・意見書について等の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 28 年 11 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 12 月 5 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由

##### ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

##### (ア) 開示しないことの問題点等。

黒塗り、開示しないことの理由として、処分庁が「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」ということを述べられている。

しかしながら、職務中に関する事での事案であり、不適切な行動であったとしても、不開示にする理由にはならない。本件に関するような場合、職務行為の内容であり、個人の利益を害するおそれがあるというなら、具体的におそれについての説明が必要である。

どの部分についてなのか、示してその理由を明らかにする責任が処分庁にはある。

##### (イ) 学校名黒塗りの問題点。

これまで公表されている文書、学校のホームページで、本件、高校名が明らかになるのに、黒塗りにされているということ。

審査表（文書 2）の中に、5 月 25 日から 5 月 27 日までの、北海道修学旅行に出かけたとある。参加人数 234 人（6 クラス）とある。

a 参加人数は、増減はあったとしても、2015 年度の入学者数でほぼ

つかめる。とりあえず、2017年2月25日報道の、公立高校全日制の入試志願者数から、同じ規模の学校が、特定できる。

b 年間計画表、年度初めに各学校が作成しているもの、公表されている。本件と同じ日、5月25日から5月27日まで修学旅行の学校15校が明らかになる。

c この15校の中で、同規模、参加人数から、A高校、B高校、C高校、D高校、E高校が、明らかになった。

ホームページから、B高校は四国、C高校は広島、D高校は九州、E高校は沖縄、A高校は計画表では北海道旅行とあるが、ホームページでは不明。

以上から請求者は、学校名をA高校と特定した。但し、集めた資料等に誤りがあれば、結果に誤りがあることも予想される。

しかしながら、この推論で学校名が特定できない場合が仮にあったとしても、公表されている、学校経営案等を付加すれば、学校の特定はできるはずである。なぜなら、修学旅行でどこに行ったかという事案であるからである。

生徒にとって、学校にとって、修学旅行とは、どこにいったのか、何があったのか隠さなければならないようなことがあること自体、大事件である。なぜ隠されるのか、理解に苦しむことである。

その後の請求等に関して、処分庁が、学校名を公開しない理由根拠について、明確な説明がなされないことに疑問と問題点を考える。

事実関係について明らかになったら、請求者は、さらに今回の事案について、本件の問題解決等のため、深く正確な、内容を知りたいと思っているので、処分庁としてはいたずらな、時間を置くのではなく、補正等というような対応で、少なくとも学校名は明らかにしてもらいたい。

## イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 生年月日について、処分庁文書にはあるが、報告書に記載する必要があるのか、疑問である。公文書開示においては、黒ぬりにしなければならないからである。

生年月日だけは、別紙にするとか、口頭で必要があればのべるとか、してもらいたい。公的機関においては余分な情報は、求めない、収集しないということではなかったかと受けとっている。印についても同じである。

行政文書は、原則公開であるから、また、個人的情報であるという理由を処分庁がのべられるなら、万一の紛失のことも考えて記載事項に配慮してもらいたい。

結論、生年月日は、年齢が記載あれば十分、年齢も必要ない。印は校印で。

- (イ) 「人事について」ということで記載があるが、事案が発生した時、報告されるものと認識していた。もし、処分をするから、「文書を提出しなさい」ということなら、その請求（学校へ）した文書もあるはずであるが、開示された中には、なかった。

どのような経過で、学校からの文書が提出されているのか不明であるので処分庁の説明を求めたい。

- (ウ) 「条例第 7 条第 2 号該当性について」という記載に関して、請求者は、処分庁が、「個人の権利利益を害するという」ことでは説明として、どのようなことか、わからない。ということを強調したい。

生年月日以外について、個人の情報という認識についても、理解しがたい。

- (エ) 「非開示の根拠規定を示すだけでは、理由として不十分」という報道がある。これは、1992 年の最高裁判所判決とのことであるから、今回、処分庁の黒ぬり部分についての説明も、規定を示すだけにあたるといえる。

本件請求文書で、職員の名前を公開したら、具体的に権利利益を害するのか、説明をする義務があるということである。どのような権利か、どのように害されるのか明記されなければ、請求者には、理解できないということである。

- (オ) 投書者の主観や憶測に基づいた意見、心情等を記載した文書とある。

判断したのは、処分庁であって、なぜ、主観、憶測と判断したのか、請求者には、わからない。判断すら材料がないからできない。

このような受けとり方しかできない記載は、説明しているとはいえない。

- (カ) 処分庁はなぜ、「投書者の憶測に基づいて記載された事柄が…。投書者に対する非難や中傷がなされたりするおそれがある。」ということであるが、これは、まさに、憶測である。これは、説明とはいえない。

投書者の了解を得ずにとあるが、どのようにして了解を得るのか、明らかにされていないが、出来るのか、出来ないかもわからないことを、理由としてのべることも、説明とはいえない。

これが、さらに権利利益を侵害するおそれがあるという表現は、処分庁が、開示しない部分へのこじつけとしか、いえない。

条例に該当するという結論には、結びつかないといえる。

- (キ) 被処分者の申立書、校長の意見書に関しては、仮に個人の心情につ

いて、開示できないとしても、事実関係、職員の職務行為に関する部分は開示できる。公務員の職務行為は公開することが原則である。

- (ク) 投書に関して、処分庁は、開示されないことを前提とされているが、一方的に、決めつけられても、請求者としては、反論できない。

処分に関する投書であるなら、(職員の違法行為) 中傷内容の可能性もあり、また、その後処分のために、内容がもとになっていることを考えると、提供された文書について、不開示にすることは、許されないといえる。「投書」が、公的文書であるからである。

- (ケ) 条例ただし書きに該当しないとす記載がある。

公にすることが予定されている情報とはいえないとあるが、職員の職務中、職務行為に関する内容だったら、また、処分の判断等のための内容を記載した(証拠となったもの)ものなら、そのような機能したものなら、公文書といえる。

被処分者は、引率中の出来事であり、まさに、生徒の生命、健康に最善の注意を必要とされる最中の行動に対しての投書内容とおもわれる。記載内容は、ただし書きに該当する。生命と健康にかかわる。だからこそ、投書がなされたともいえる。

処分庁のいう、条例には説明にもなっていないといえる。該当するという判断も誤りである。

- (コ) 「人事管理に関する情報が得られなくなる」ということについて、「処分に影響する～情報」なら、投書した人が公表される、されないことを考えても、いなくても、基本的に、処分等ということになれば、公表されることになるといえる。公表(全部でなくても)せざる得ない。

そもそも、処分権をもつ処分庁が、公正・中立的な立場でという表現をされることに疑問をもつ。なぜなら、情報の公開に対して、説明、(請求者が)理解しがたい、条例をのべて、説明したとされていることをみると、認めがたい。

開示しないと決めたら、(本件も含む)請求者が、どのような事を主張しても、聞こうとされない。

もし、聞く気があるということなら、本件で請求者が明らかにした、高校名について、誤りであるのか、誤りでないのか、誤りであるとしたら、論理の展開のどこに誤りがあるのか示してもらいたい。

さらに、展開の仕方・どのようにすれば正解が得られるのかどうかも示してもらいたい。これが公正、中立ということであるといえる。

- (サ) 「公正かつ円滑な人事の確保」ということをのべられるが、情報の公開がまず先決であり、職員住民等の信頼を得ることが求められてい

る。

処分庁の主張が、職務上から来ていることとしても、できるところは、実行する、公表、公開するということを取り組まなければならない、信頼も、実績もえられないといえる。

(シ) 「確定的に明らかになるものではない」と記載されているから否定はしないということである。

そうであるなら、請求人の主張は認めるとなぜいけないのか、と思う。全面的開示を求めるものであるが、明らかになる情報については、最初から公開する姿勢をもってもらいたいということももうしあげたい。

そもそも、本件事案については、「原則公開」ということをすればよかったといえるし、最初から公表できないことは報告書には、記載しなければよかったといたい。

(ス) 「懲戒処分の公表基準」ということに問題がある。情報公開法の主旨に反しているといえる。行政がださないことを決めることに問題がある。情報のあつかいを含め、かわって行くのは、認識されていると思う。一度決めたから、かえないというのは、行政として、楽かもしれないが、住民サービスが目的の行政としては、許されない事である。

### (3) 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回大まかに言って、2 点に絞られるが、一つは学校名の開示であり、もう 1 点は匿名の文書、手紙に関する開示を求めている。

学校名については、学校は全ての行事を公開しているわけである。そういう公開していることと今回開示された内容と突き合わせれば、どこの学校というのが特定できる。念のために、学校規模についても開示された文書には職員数や生徒数が書いてあるから、それを突き合わせれば、更に確定する。そういうことからすれば、なぜ学校名を明らかにしないのかが非常に理解しがたかった。学校という大きな組織であるから、その動きというのは年度当初に全て分かる。その分かっていることをあえて、事があつたからといって、不開示にすることは相当無理がある。そういう公にされているものから高校名については A 高校ということを一応特定した。これがもし違っていたら、私の主張も全面的に崩れるというふうに理解していただければよいと思っている。学校名が分からなくても日程表を見れば、何月何日にどこに行くというのは分かる。それから、5 クラスか 4 クラスぐらいの学校だというのが学年で 2 百何名ということから特定した。その二つを突き合わせ、それ以外に開示された文書を見れば、そこぐらいしか

なかったので、なぜそれを隠すのか。あまりにも初歩的なことを非開示にしているので、情報公開を求める立場としては、そんなところでもたもたしたくないのだが、常にそういう初歩的なことでブロックがかかるのだしたら、これからも困るので、今回の審査請求に至った。説明ができないような対応をしているということは、非常に無駄が多い。

今回の非開示にされている学校名、それから匿名の手紙に関して、どちらも責任を持って説明できる態勢で開示をするというのが一番良かったのではないかと思っている。何のために非開示にしているかと言うと、公開が原則なのに、斜めから見ると、非開示で行こうと決めたからその後全部そういうふうになっているのではないか。そのために何をしたかと言うと、説明できないようなことをせざるを得ないというような言い方が当たっているかどうかは分からないが、そういう行政の不備をあえて非公開という形で請求者に押し付けることについては、問題があるのではないかと思っている。これらの文書が隠されることによって、何を行政が守りたいのかということがある意味明確ではなかった。では、これを明らかにすれば何が出てくるかと言うと、行政に関心を持っている人が実際に特定された学校に出向いて行って、それについての問題提起や提言、やり取りができて、できたらその学校の今後に関しての、上から目線であるが、サジェスションができるのではないかと思っている。

それから今回の件は、学校名が関係しているところは公務員の行為についての文書である。学校の職員の行為であるということと、それから職員の勤務時間中における行為である。公務員の行為は全て公開がよいのではないか、あえてこの場合は駄目、この場合はよいという余分なことを考えるから、黒塗りにしたり、非公開にしたり、一部公開にしたりして、末端の職員は無駄な仕事をやらされているのではないかという気がしている。公務員の職務行為に関して言えば、公開が原則に従ってほしいと思っている。それから、公務員の職務行為は全て公開するというなれば、これこそ行政文書は行政だけの所有物ではなくなるということを特に言いたい。色々理屈を付けて開示をしないということになっているけど、これらはある意味自分たちが采配しているし、自分さえ分かればいいのだというところにどこか公務員としての、優先順位というのか、上から目線というのか、そういうものを感じている。公文書は私的文書ではない。私的というのは、行政だけのものではないという扱いをしてもらいたいということで、基本的に全面公開を通してほしいということを強調したい。職務中のお酒だから、それを公開されれば、高校生ぐらいの生徒だったら少しからかったりするかもしれないし、そういう意味では個人の利益に反すると言われれば、ゼロではないのだが、言われたからといって、何かを失うものでもない。

深刻な言い方をすれば別だが、正直に「はい。」と言って、謝れば済むことだし、それをできないというのだったら、それは公務員としてはやっていけないのではないかと思っている。あえて職員のことに関して公開されれば不利益になるというふうに、未成熟な扱いをしては、逆に言えば職員に対して申し訳ない。やったことはやったというふうに全て開示すれば事が足りるのではないか。今回のことがそうして何か問題がありそうかなと思ったけど、ほとんどない。

それから、匿名の文書に少し触れたいと思うが、今回、匿名の文書ということで非公開になった。しかし、この文書をもとに何が行われたかと言うと、事情聴取を校長がしている。実際に処分に関わるような結果が出ている。こういうような職員それぞれの今後を左右する、その学校の在り方を左右するようなことがその匿名の手紙によって起因している。そういう重要な文書を全く見せないということはいかななものかと思っている。逆に疑った言い方をすれば、極論だが、こういうやり方が可能ならば、匿名と称して手紙を出して、それをもとに職員の処分を何らかの形ですることもあり得るかもしれないという恐怖政治を職場に植え付けることにもなると思っている。だから、字で誰が言ってきたか分かるとしても、分かる可能性があったとしても、開示すべきと思っている。だから、当事者がわいせつ行為等に関係しているものであるならまた別だが、そうではない今回のような問題に関しては開示してもらいたい。匿名の手紙の場合にはその内容を全文打ち直して示したという事例をどこかで見たことがある。だから、そういう対応だってできたはずなのに、何も見せてもらえなかったら、本当は何なのか。実際にその内容どおりに調べて、内容どおりの事実確認がされて、処分が出たという段階を知りたかったのだが、元々がないので、何も知ることができない。今回の件に関しては、確かに字が分かって、学校関係者で、同じ学校の中だったり、保護者だったりしても、あの人が言ったのかみたいな目線は起きる可能性があるから、なかなか難しいところとは思うけど、やはり何らかの形で開示をしてほしい。もし全く非公開にしたいということだったら、最初から愛知県の教育行政としては開示できない、匿名についてはこういう扱いをするという根拠や基準を明確にしておかなければいけないだろう。その根拠や基準があるのかもしれないけど、見ていないので、ないという前提で述べると、それらがなくて、今回の対応を決めたとしたら、これは行政の対応としては非常に不備だというふうに断定する。今回はやめた方がよいのではないかとか、今回は公開しようかというのは、気分による行政行為だと断定したい。気分で行政をやられたら、サービスを受ける住民としては不適切な対応をされたということで、その問題が指摘されることになるので、もし決まっていなかったら、そういう明確なものを決めてほしい。基準を明確にしておかな

いと、実際に不開示にしたときに、担当者は十分な説明ができないので、説明ができないということはこれも行政としては不適切である。ある意味オーバーに言えば、違法だとも言える。説明責任を果たすということが情報公開の基本でもあるし、これからの行政の基本でもあるわけだから、それができないような行政システムだというのは、そのシステム自体にもゆがみと言うか、まだ不備なところがある。もしそうでなかったら、今回の請求を機に直してもらいたい。だから、今回の匿名の手紙に関しては、名前が書いてあったら別だが、それ以外は全面的に公開を求めたい。例えば、この文書が郵送されたとしたら封書があるわけだから、封書は愛知県教育委員会どことのことになっているはずだから、最低でもそれらのものがあるはずなのに、何もないというのは持参されたのかなという気がするし、本当はどういう形で提出されたのかすらも分からない。

それから、付け加えて言うが、今回の処分等に絡んでこの文書が機能しているわけだが、刑事事件においては、不当な証拠は証拠として採用しないというようなシチュエーションもあるわけだから、これが本当に公開できないようなものだったら、もしかしたらこれはいい加減なものでないのか、いい加減なもので何人かの人たちが処分を受けたということになるわけだから、これは由々しきことである。そういうことを疑われないためにも何らかの形で公開すべきではと思う。例えばこれがもし取消し裁判にかかったときに、提出命令がかかると、この文書は出さざるを得ないのではないかと思う。

最後にもう一回、高校名の件に戻るが、この情報を出すと特定されるから、開示できないという理由付けが今回もあったような気がするけど、それを逆にとると、今まで出された文書で明らかにできるものは隠せないということではないかという理屈に私も立ったので、今後、県教委としては、それらの言い分にきちっと対応できるような開示の仕方をお願いしたいと思うし、今回の件に関しては実際にできる部分があるのに、なぜできないのか。全面的な開示を求めるわけではなく、生年月日なんかは特に要求しているものではない。だけど、行政文書で非違行為の報告書のときに生年月日を書かせるようなこと自体がおかしいのではないか。途中でこの紙が失われたら、生年月日が外部に漏れてしまう可能性もあるし、行政としても自分たちが今まで出してきた公文書についてこれでいいのかどうか、なぜこの情報があるのかというようなことをきちっと見直すときではないのか。

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

#### (1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 28 年 7 月 5 日付けで教育委員会が訓告処分とした教員 8 名の非違行為について、教育委員会が作成又は取得した文書である。教育委員会は、対象となる行政文書を別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。別表の 1 欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）から文書 3 までのとおり特定し、それぞれ同表の 3 欄に掲げる部分を開示しないこととして一部開示決定としたものである。

ア 文書 1「非違行為報告書・申立書・意見書について（提出）」

当該文書は、被処分者の所属長である校長が、調査した事実関係を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、教育委員会へ提出したものであり、鑑文<sup>かがみ</sup>、非違行為報告書、被処分者の申立書及び校長の意見書で構成されている。

当該文書のうち、鑑文<sup>かがみ</sup>には文書番号、送付年月日、校長の所属、氏名及び印影、標題、添付書類名等が記載され、非違行為報告書には作成者の職名、氏名及び印影、被処分者の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生の場所、概要、事後措置等が記載され、投書が添付され、被処分者の申立書には被処分者の所属、職名及び氏名、申立ての内容等が、校長の意見書には校長の所属、氏名及び印影、校長の意見の内容等が記載されている。

イ 文書 2「審査表」

当該文書は、処分の審査に当たり、教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生年月日及び場所、被処分者（審査の対象者）の所属、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、規律違反と認められる内容、事務局処分案、人事考査委員会の所見等が記載されている。

ウ 文書 3「教職員の人事について」

当該文書は、被処分者の処分内容を決定するために、教育委員会が作成したもので、起案文、処分案及び通知案で構成されている。

起案文には、起案者氏名、題名、決裁者等の印影、伺い文等が記載されている。処分案には、処分の名称、被処分者の所属、職名、氏名、処分内容の要旨等が記載されている。通知案には、標題、被処分者の所属及び氏名が分かる部分を含む通知内容等が記載されている。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回開示しないこととした校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属が分かる部分、氏名及び生年月日並びに特定の県立学校に所属する教職員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報

と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 投書は、投書者の意見が記載されており、その全体が投書者自身の主観や憶測に基づいた意見、心情等を記載した文書であることから、仮に開示した場合、その内容等から投書者が特定され、投書者自身に不利益な結果を招来したり、投書者の憶測に基づいて記載された事柄があたかも事実であるかのような誤解を招き、記載内容に関して投書者に対する非難や中傷がなされたりするおそれがある。

また、特定の個人を識別できないとしても、投書者自身の意見、心情等を記載したものを投書者の了解を得ずに公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

よって、これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 被処分者の申立書、校長の意見の内容及び事務局処分案等からなる処分経過が記載された部分は、個人の心情、規律違反の内容等が詳細に記載されており、個人の人格的な権利利益に関する情報が含まれることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

エ 今回、審査請求の対象となった事案は、概要を公表しておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属が分かる部分、氏名及び生年月日、特定の県立学校に所属する教職員の氏名、被処分者の申立書、校長の意見の内容並びに処分経過が記載された部分は、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

また、投書は、実施機関が自ら収集した情報ではなく、投書者の自由な意思により実施機関に提供された情報であり、投書に限らずこのような形態で実施機関に提供される情報は、社会通念上、提供先である実施機関以外の者には開示されないことを前提に提供されたものであると認められることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないため、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

オ また、被処分者は公務員であるが、処分を受けたことは、職務の遂行

の内容に係る情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書ハにも該当せず、予算の執行を伴うものでもないため、同号ただし書ニにも該当しない。

さらに、当該部分は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロに該当しない。

カ よって、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属が分かる部分、氏名及び生年月日、特定の県立学校に所属する教職員の氏名、投書、被処分者の申立書、校長の意見の内容並びに処分経過が記載された部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回開示しないこととした処分経過が記載された部分は、当該部分を公にすることが前提になれば、関係者の率直な意見が得られなくなるおそれがあり、教育委員会が公正・中立的な立場で適切な検討を行うことが困難となる。

また、投書は、教職員の処分に影響する非常に貴重な情報であって、これを公にすることが前提になれば、今後、関係者を含む広く一般の人が、意見の内容等が開示されることを意識して投書しなくなり、結果として人事管理に関する情報が得られなくなるおそれがある。

さらに、被処分者の申立書及び校長の意見の内容は、教員の任命権者である教育委員会による任命権の行使という人事管理に係る事務に関する情報であって、これを公にすることが前提になれば、関係者は率直な意見を述べることを躊躇し、作成者も開示されることを意識した記述をせざるを得なくなる。

よって、これらの部分を公にすれば、非違行為の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

イ 以上のことから、処分経過が記載された部分、投書、被処分者の申立書及び校長の意見の内容は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、学校名を公開しない理由根拠について明確な説明がされておらず、公表されている年間計画表等から学校名が特定できる旨主張をしているが、学校名を不開示とした理由は、(2)において述べたとおりであり、また、年間計画表は年度当初の学校行事の予定を記載したものにすぎず、修学旅行の行先を北海道とした学校が確定的に明らかになるものではない。

なお、本件は、戒告以上の懲戒処分が行われた事案ではないため、「懲戒処分の公表基準」に定める事案の概要を公表する場合には当たらず、公

表しなかったものである。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の愛知県立高等学校の教員が修学旅行の引率中に飲酒をしたことにより教育委員会が教員 8 名を訓告処分とした件に関するもので、文書 1 から文書 3 までの文書である。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、文書 1 は校長が非違行為報告書を作成し教育委員会へ提出した文書、文書 2 は教育委員会の人事考査委員会で処分の審査をした内容が記載された文書、文書 3 は処分内容を決定するための起案文書であり、その構成及び記載内容は、前記 3(1)アからウまでで実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分について、同欄に掲げるとおり、文書番号、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属、氏名及び生年月日並びに特定の県立学校に所属する教職員の氏名を条例第 7 条第 2 号に、投書、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分を同条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

##### (3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、投書、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

##### イ 投書について

文書 1 の非違行為報告書に添付された本件の投書が修学旅行の引率中

に教員が飲酒をしたことの発見のきっかけとなったものであったように、一般に投書というものは、実施機関において貴重な情報となり得るものと認められる。

また、通常、県立学校に関して教育委員会に投書を出す者は、教育委員会が投書の内容に関し調査をすることは望んでいると考えられるが、公にされると認識した上で投書を出しているとはいえ、公にすると教育委員会に対し不信感を抱く可能性があると考えられる。

こうしたことから、投書の内容が一部でも公にされることとなると、関係者を含む広く一般の者が、公にされることを意識して、県立学校に関する具体的かつ率直な意見等を投書に記載することを躊躇し、あるいは、投書自体をしなくなるおそれがあり、その結果、教育委員会は、人事管理に関する情報の収集が困難になるおそれがあると認められる。

したがって、投書を公にすることにより、教育委員会の人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分について

文書 1 の被処分者の申立書及び校長の意見書のうち校長の意見の部分並びに文書 2 のうち処分経過が記載された部分を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分を公にすることにより、教育委員会の人事管理上の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 以上のことから、投書、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定され

た情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、文書番号、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属、氏名及び生年月日、特定の県立学校に所属する教職員の氏名、投書、被処分者の申立書、校長の意見並びに処分経過が記載された部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 文書番号、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属、氏名及び生年月日並びに特定の県立学校に所属する教職員の氏名について

(ア) 当審査会において本件行政文書を見分したところ、文書番号は、本件の被処分者が所属する特定の愛知県立高等学校を表す略字が含まれるものであり、特定の県立学校に所属する教職員の氏名は、被処分者が所属する特定の愛知県立高等学校に所属する教職員のものであると認められた。

そして、被処分者が所属する特定の愛知県立高等学校の名称が分かると、開示されている箇所の情報から、被処分者を識別することができるものと認められる。

その余の部分についても、いずれも被処分者を識別することができるものと認められる。

よって、文書番号、校長の所属、氏名及び印影、作成者の氏名及び印影、被処分者の所属、氏名及び生年月日並びに特定の県立学校に所属する教職員の氏名（以下「被処分者の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、被処分者の氏名等は、条例第7条第2号本文に該当する。

(イ) 本件行政文書に係る訓告処分は、実施機関が定める「懲戒処分の公表基準」に該当するものでなく、実施機関が概要を公表するものではない。よって、被処分者の氏名等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、同号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいうとされているところ、被処分者は公務員ではあるものの、処分を受けたことは、当該教員の職務の遂行に係る情報であるとは認められず、被処分者の氏名等は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、被処分者の氏名等を公にすることが人の生命、健康等を保護するために必要であるとは認められないことから、同号ただし書口に該当せず、同号ただし書ニに該当しないことは明らかである。

(ウ) 以上のことから、被処分者の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

ウ 投書、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分について

投書、被処分者の申立書、校長の意見及び処分経過が記載された部分は、前記(3)で述べたとおり、条例第 7 条第 6 号に該当することから、実施機関の主張する同条第 2 号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 内訳	3 実施機関が開示しないこととした部分及びその根拠規定	
文書1 非違行為報告書・ 申立書・意見書に ついて（提出）	かがみ 鑑文	<ul style="list-style-type: none"> <li>文書番号</li> <li>校長の所属、氏名及び印影</li> </ul>	第7条 第2号
	非違行為 報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>作成者の氏名及び印影</li> <li>被処分者の所属、氏名及び生年月日</li> <li>特定の県立学校に所属する教職員の氏名</li> </ul>	第7条 第2号
		<ul style="list-style-type: none"> <li>投書</li> </ul>	第7条 第2号及 び第6号
	被処分者 の申立書	全て	第7条 第2号及 び第6号
	校長の意 見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長の所属、氏名及び印影</li> </ul>	第7条 第2号
<ul style="list-style-type: none"> <li>校長の意見</li> </ul>		第7条 第2号及 び第6号	
文書2 審査表	/	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者の所属、氏名及び生年月日</li> </ul>	第7条 第2号
		<ul style="list-style-type: none"> <li>処分経過が記載された部分</li> </ul>	第7条 第2号及 び第6号
文書3 教職員の人事につ いて	起案文	なし	/
	訓告文案	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者の所属及び氏名</li> <li>文書番号</li> </ul>	第7条 第2号
	通知案	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処分者の所属及び氏名</li> <li>文書番号</li> </ul>	第7条 第2号

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
29.11.6	諮問（弁明書の写しを添付）
30.1.16	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30.4.27 (第548回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
30.5.25 (第550回審査会)	審議
30.6.14	答申